

町はづれより竹橋町はづれまで三里三町二十五間と載せたれど、是は郡地の間數なるべし。山上町の一里塚といふは、龜尾記に多賀の下邸より春日町へ出づる處に一里塚あり。是より上は野町端の里塚、下は森下村の里塚まで、各一里にして定町ありと云へり。按するに、前件に見えたる市中本道筋道程は、金澤南北上下通り筋の間數也。然らば東田井口より西廣岡口・宮腰往還町端まで、東西の道程間數も右に準じ、其の時世に依りて廣狭の差あるなるべし。思ふに金澤市中東西南北共に町端の街尾は、其の時世により遠へるなるべし。是市中の盛衰により、或は郡地を取り込み町地となし、或は家屋を毀ち元の耕地となせるに依りて、東西南北の間數道程も其の時世により變じたるなるべし。故に舊藩中の取調書といへども、一概ならず。金澤市中の圖といへども、その圖する處同じからず。

○市中郡郷

金澤は、城地及び城下共に石川郡の地たりといへども、今淺野河を石川・河北兩郡の郡界とするが故に、淺野川以北の地は、河北郡に屬せり。故に金澤の地は兩郡に跨るとす。

村は戸板之郷、大豆田村・中村・石坂村は五ヶ之庄、泉村・法島村は富樫之庄、石浦村・笠舞村は石浦の庄、田井村は金浦之郷にて御座候。河北郡之内卯辰村・山上村・談議所村・大衆免村・淺野村・淺野中島村は小坂庄にて御座候。如此金澤之町續に郷々入込御座候。金澤之地何れ之郷与申儀、相不知申候。以上。

癸未四月廿二日 石川郡田井村 次郎 吉判

石川郡野々市村 少左衛門判

御算用場

右温故遺文に原文を載せたり。按するに、石浦神社に傳來せる寛永八年に圖したる氏子地の繪圖を考ふるに、城地及び惣構外郭内の地は多分石浦郷の屬地にて、城地及び小立野の地邊は山崎村の地内、石浦町より廣坂通・本多町・百姓町・石浦新町へかけ石浦村の地内、片町・河原堅町・新堅町より主馬町へかけ朱免野村の地内、犀川上川除町より上新町・覺源寺前邊へかけ保鳴村の地内、上堤町・西町邊は今市村の地内、十間町邊は木・新保村の地内にて、以上石浦の鄉

然れども、和名抄に載せたる古郷等に據りて考へるに、往古の郡界は犀川を以て石川郡・加賀郡の經界となしたるを、中古加賀郡を二郡に分ち、浅野川の以南を加賀南郡となし、以北をば加賀北郡とし、後には略稱して河南郡・河北郡とせしを、亂世の頃河南郡地は石川郡に合併して、其の地所を中石川と俗稱す。是犀川と浅野川との中間の地なれば、城地及び兩河内の市中は悉く加賀郡の地内にて、犀川以南の地のみ石川郡の地と云ふべし。又金澤市中は何れの郷庄に屬したるや。關屋政春の古兵談に、金澤は加州石川郡佐部江の庄と文字以下慥に夢に見たるよし載せたれど、夢想なれば證とし難し。月坡文集に載せたる獻寺鐘銘に加賀州石川郡金澤庄とあれど、此は小立野の地邊のみ也といへり。元祿十六年四月舊藩五世參議從三位綱紀卿穿鑿を命ぜられ、石川・河北兩郡の邑長言上書に、
金澤之儀何れの郷に候哉、可申上旨奉畏候。金澤之儀は何之郷に御座候哉、承及不申候。但金澤町續には在々之郷入組有之候。則町續之村々、石川郡之内下安江村・上安江村は鞍月之庄にて御座候。三社村・長田村・南廣岡村・北廣岡